

# ○大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定による許可に関する事務のうち、大府市（以下「市」という。）において行う事務については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び法第4条の規定に基づき愛知県知事が定める鳥獣保護管理事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 有害鳥獣捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じている又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

2 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除のため迅速かつ有効に実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策を講じるものとする。

(許可基準)

第3条 有害鳥獣捕獲の許可（以下「許可」という。）に当たっては、法、省令、規則及び鳥獣保護管理事業計画に従うほか、特別の事由がない限り、別表の基準によるものとする。

(申請書の提出等)

第4条 許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める捕獲許可申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 有害鳥獣捕獲を行う場所を明らかにした図面
- (2) 有害鳥獣捕獲の方法を具体的に明らかにした図面等（銃器を使用する場合は除く。）
- (3) 2名以上の者が申請する場合は、別に定める鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿
- (4) 依頼により有害鳥獣捕獲をする場合は、別に定める鳥獣捕獲等依頼書
- (5) その他申請の内容を明らかにするために必要と認める書類

2 申請者が国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人（以下「法人等」という。）の場合であって、次条第1項の従事者証の交付を受けようとするときは、別に定める鳥獣捕獲従事者証交付申請書及び鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿を提出しなければならない。

(許可証等の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可証（第1号様式）及び従事者証（第2号様式）を申請者に交付し、腕章（法人等にあつては、赤線入りとする。）を貸与するものとする。

2 従事者証は、許可を受けた申請者（以下「実施者」という。）が保管し、有害鳥獣捕獲を実施する日に限り、従事者に所持させなければならない。

(腕章等の着用)

第6条 実施者又は従事者は、有害鳥獣捕獲をするときは、許可証又は従事者証を携帯するとともに、腕章を着用しなければならない。

(標識の装着)

第7条 法第62条第3項に準拠して、使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、許可者、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着しなければならない。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

第8条 許可を受けた法人等は、従事者に対する指揮監督の適正を期するため、鳥獣捕獲事業指示書(第3号様式)を従事者に交付するとともに、鳥獣捕獲従事者台帳(第4号様式)を整備しなければならない。

(危害の発生防止)

第9条 鳥獣の捕獲を実施するに当たっては、実施者は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、実施に当たっては、必要に応じて事前に関係地域住民等へ周知するとともに、万全の措置を講じること。
- (2) 銃器による捕獲の実施に当たっては、実施日時及び区域について、実施の都度、事前に文書により、所轄警察署、地元関係機関等と綿密な連絡を取ること。

(通知)

第10条 市長は、許可をしたときは、鳥獣捕獲許可調書(第5号様式)を添えて、知多県民センター長、東海警察署長及び鳥獣保護管理員に通知するものとする。

(許可証等の返納等)

第11条 実施者は、捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われたときは、速やかに市長に鳥獣捕獲許可証、従事者証及び腕章を返納しなければならない。

2 実施者は、前項の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、鳥獣捕獲許可証の裏面又は別紙にて、捕獲等又は採取等した場所(鳥獣保護区等位置図に示すメッシュ番号)、鳥獣等の種類、捕獲等又は採取等した数量及び捕獲物の措置の概要等について、市長に報告しなければならない。

(委任)

第12条 許可事務の取扱いに当たりこの要領に定めのない事項は、必要に応じ知多県民センター長と協議の上、処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

目 的	許 可 対 象 者	鳥獣の種類・数量	許 可 の 期 間	許 可 区 域	方 法																														
<p>有 害 鳥 獣 捕 獲 (対処捕獲・予察捕獲)</p>	<p>特別の事由がない限り、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 被害者又は被害者から依頼された者であって、大府市に住所を有する者、若しくは、その者の所属する公署等が、大府市に所在する者</p> <p>2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者</p> <p>3 法第2条第2項に規定する法定猟法による場合は、原則として当該狩猟免許の取得者であり、かつ、省令第67条第1号又は第2号に該当する者（対象鳥獣がヌートリア、ハクビシン又はアライグマで、捕獲方法を箱わなとする場合は、大府市が行う有害鳥獣捕獲講習会の受講者）</p> <p>4 従事者の数は、捕獲する鳥獣の数に見合った最小限の員数であること</p>	<p>被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。</p> <p>なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者1人当たりの許可数量の上限をおおむね下表右欄に掲げる数量とする。</p>	<p>1 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるものとする。</p> <p>2 狩猟期間の始期前15日間と終期後15日間は、狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しないものとする。</p> <p>3 狩猟期間中においては、一般の狩猟と誤認のおそれがあるため、狩猟鳥獣の捕獲を原則として許可しないものとする。</p> <p>4 許可の期間は、原則として2か月以内とし、イノシシの捕獲柵等特殊の場合にあつては6か月以内とする。ただし、市が行う法人駆除の場合にあつては、6か月以内とする。</p> <p>5 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>6 予察捕獲の許可は、鳥獣保護管理事業計画に定める被害発生子察表に基づくものとする。</p>	<p>1 市が行う場合は、原則として当該市内であつて、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。</p> <p>2 その他の者が行う場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。</p> <p>3 鳥獣保護区及び休猟区における有害鳥獣捕獲については、被害の発生状況に応じて、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障のない範囲とする。</p> <p>4 銃猟禁止区域においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものとする。</p> <p>2 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は原則として認めないものとする。</p> <p>3 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせるものとする。</p> <p>4 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限り、その使用を認めるものとする。</p> <p>5 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区における鉛散弾の使用は認めないものとする。</p> <p>6 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導するものとする。</p> <p>7 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p>																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 537 1050 583">鳥獣名</th> <th data-bbox="1050 537 1409 583">許 可 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 583 1050 835">カラス (ハシボン ガラス、ハシブトガラス)</td> <td data-bbox="1050 583 1409 835">50羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 835 1050 940">カワラバト (トバト)</td> <td data-bbox="1050 835 1409 940">50羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 940 1050 993">ヒヨドリ</td> <td data-bbox="1050 940 1409 993">100羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 993 1050 1140">ムクドリ</td> <td data-bbox="1050 993 1409 1140">100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1140 1050 1287">スズメ</td> <td data-bbox="1050 1140 1409 1287">200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1287 1050 1339">カモ類</td> <td data-bbox="1050 1287 1409 1339">20羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1339 1050 1392">その他鳥類</td> <td data-bbox="1050 1339 1409 1392">10羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1392 1050 1444">ノウサギ</td> <td data-bbox="1050 1392 1409 1444">10頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1444 1050 1497">イノシシ</td> <td data-bbox="1050 1444 1409 1497">5頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1497 1050 1549">サル</td> <td data-bbox="1050 1497 1409 1549">3頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1549 1050 1602">その他獣類</td> <td data-bbox="1050 1549 1409 1602">3頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1602 1050 1654">アライグマ</td> <td data-bbox="1050 1602 1409 1654">生息確認数以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1654 1050 1707">ハクビシン</td> <td data-bbox="1050 1654 1409 1707">生息確認数以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1707 1050 1745">ヌートリア</td> <td data-bbox="1050 1707 1409 1745">生息確認数以内</td> </tr> </tbody> </table>				鳥獣名	許 可 数 量	カラス (ハシボン ガラス、ハシブトガラス)	50羽以内	カワラバト (トバト)	50羽以内	ヒヨドリ	100羽以内	ムクドリ	100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)	スズメ	200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)	カモ類	20羽以内	その他鳥類	10羽以内	ノウサギ	10頭以内	イノシシ	5頭以内	サル	3頭以内	その他獣類	3頭以内	アライグマ	生息確認数以内	ハクビシン	生息確認数以内	ヌートリア	生息確認数以内
		鳥獣名				許 可 数 量																													
		カラス (ハシボン ガラス、ハシブトガラス)				50羽以内																													
		カワラバト (トバト)				50羽以内																													
		ヒヨドリ				100羽以内																													
		ムクドリ				100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)																													
		スズメ				200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)																													
		カモ類				20羽以内																													
		その他鳥類				10羽以内																													
		ノウサギ				10頭以内																													
		イノシシ				5頭以内																													
		サル				3頭以内																													
		その他獣類				3頭以内																													
アライグマ	生息確認数以内																																		
ハクビシン	生息確認数以内																																		
ヌートリア	生息確認数以内																																		

（表）

第 号 有効 年 月 日から  
年 月 日 期間 年 月 日まで

許 可 証

（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）

大府市長 印

注 意 事 項

- 1 この許可証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、大府市長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。

住 所	
氏 名 (法人等の名称)	
生年月日 (代表者の氏名)	
鳥獣等の種類 及び数量	
目 的	
区 域	
方 法	
捕獲等又は採取 等の後の処置	
条 件	

報 告 欄

捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処置の概要	備 考



第2号様式（第5条関係）

<p>第 号 有効 年 月 日から 年 月 日 期間 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">従 事 者 証</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">大府市長 印</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。</li> <li>2 この従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。</li> <li>3 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、大府市長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。</li> </ol>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">生年月日</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生年月日		<p style="text-align: center;">許可の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">許可証の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">法人等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">鳥獣等の種類 及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">条 件</td> <td></td> </tr> </table>	許可証の番号		法人等の名称		鳥獣等の種類 及び数量		目 的		区 域		方 法		条 件	
住 所																					
氏 名																					
生年月日																					
許可証の番号																					
法人等の名称																					
鳥獣等の種類 及び数量																					
目 的																					
区 域																					
方 法																					
条 件																					

(表)

(裏)

第 号

交付年月日

年 月 日

鳥 獣 捕 獲 事 業 指 示 書

法人等の名称

代表者の氏名

従事者氏名	
-------	--

に対する指示内容

捕 獲 期 間	
捕 獲 方 法	
捕 獲 区 域	
捕獲鳥獣名及び その割当数量	
捕獲鳥獣の 処置方法	

鳥 獣 捕 獲 報 告 欄

鳥 獣 名	捕獲数量	捕獲区域	処 置 の 概 要

注意事項

- 1 鳥獣捕獲に従事する際には、この指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人等に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人等に、必要事項を記載のうえ返納すること。

第4号様式（第8条関係）

鳥 獣 捕 獲 従 事 者 台 帳

記載項目	内 容	備 考
従事者に関する事項	従事者証の番号	
	従事者証の有効期間	
	住 所	
	氏 名・職 業	
	生 年 月 日	
指 示 事 項	捕 獲 期 間	
	捕 獲 方 法	
	捕 獲 区 域	
	捕 獲 鳥 獣 名 及びその割当数量	
	捕獲鳥獣の処置方法	
捕獲の記録	捕 獲 鳥 獣 名 及 び そ の 数 量	
	捕獲鳥獣の処置方法	

備 考

- 1 従事者1人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。
- 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにし、その変更された内容を備考欄に記載すること。

